

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（令和元年京都府告示第363号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、介護ロボット等の導入を促進することにより、介護に関するサービス(以下「介護サービス」という。)に従事する者(以下「介護従事者」という。)の身体的な負担の軽減及び業務の効率化を図るとともに、介護従事者が継続して就労可能な環境を整備するため、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知。以下「国基金要領」という。)に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の32に規定する介護サービス事業者(以下「介護サービス事業者」という。)が行う介護ロボット等の導入に必要な経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「介護ロボット等」とは、介護ロボット、<u>介護ロボット通信機器</u>及びICT機器等をいう。</p> <p>2 この告示において「介護ロボット」とは、次に掲げる要件を満たす<u>知能を備えた機械</u>をいう。</p> <p>(1) <u>介護サービスにおける、介護従事者による利用者の</u> <u>移乗、移動、排泄及び入浴並びに</u><u>利用者の状態の確認、</u><u>利用者との意思疎通</u>その他介護を行うときに使用され、介護従事者の身体的な負担の軽減及び業務の効率化に効果があること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>ア 自己及び周辺の状態を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じて動作をすることで、従来の機器よりも優れていること。</p> <p>イ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が平成30年度から実施しているロボット介護機器開発・標準化事業に採択されていること。</p> <p>(3) 販売価格が表示され、かつ、広く販売されていること。</p> <p>3 この告示において「<u>介護ロボット通信機器</u>」とは、次に掲げる機器<u>であって、前項第3号に掲げる要件を満たすものをいう。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「介護ロボット等」とは、介護ロボット、<u>介護ロボット通信機器等</u>及びICT機器等をいう。</p> <p>2 この告示において「介護ロボット」とは、次に掲げる要件を満たす<u>機器</u>をいう。</p> <p>(1) <u>介護サービスにおける、介護従事者による介護サービス利用者（介護サービスの利用者をいう。以下同じ。）の移乗、移動、排泄及び入浴並びに介護サービス利用者の状態の確認、介護サービス利用者との意思疎通</u>その他介護を行うときに使用され、介護従事者の身体的な負担の軽減及び業務の効率化に効果があること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>ア 自己及び周辺の状態を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じて動作をすることで、従来の機器よりも優れていること。</p> <p>イ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が平成30年度から実施しているロボット介護機器開発・標準化事業に採択されていること。</p> <p>(3) 販売価格が表示され、かつ、広く販売されていること。</p> <p>3 この告示において「<u>介護ロボット通信機器等</u>」とは、次に掲げる機器、<u>ソフトウェア又はサービス</u>であって、前項第3号に掲げる要件を満たすものをいう。</p>

- (1) 見守り支援介護ロボット（介護ロボットであって、介護サービスの利用者の状態の確認に使用されるものをいう。以下同じ。）をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「通信ネットワーク」という。）に接続することを可能とする機能を有する機器
- (2) 介護サービスを提供する施設において、介護従事者が見守り支援介護ロボットの使用により得られた利用者の状態に係る情報を他の介護従事者に即時に伝達することを可能とする機能を有する機器

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

4 この告示において「ICT機器等」とは、次に掲げる機器、ソフトウェア又はサービスであって、介護サービスの利用者の個人情報を保護するための措置が講じられ、かつ、第2項第3号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 介護従事者が介護に係る記録の作成、情報の共有及び報酬の請求（以下「介護サービス事務」という。）を一貫して処理することを可能とする機能を有するソフトウェア（以下「介護ソフト」という。）であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画に基づき介護サービス事業者が導入するものにあっては、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について（令和元年5月22日

- (1) 見守り支援介護ロボット（介護ロボットであって、介護サービスの利用者の状態の確認に使用されるものをいう。以下同じ。）をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「通信ネットワーク」という。）に接続することを可能とする機能を有する機器
- (2) 介護サービスを提供する施設において、介護従事者が見守り支援介護ロボットの使用により得られた介護サービス利用者の状態に係る情報を他の介護従事者に即時に伝達することを可能とする機能を有する機器
- (3) 見守り支援介護ロボットの使用により得られる介護サービス利用者の状態に係る情報を取得し、かつ、介護従事者が介護サービスを提供する場所で介護に係る記録を閲覧し、及び作成することを可能とする機能を有する機器
- (4) 見守り支援介護ロボットの使用により得られる介護サービス利用者の状態に係る情報を取得し、かつ、介護従事者が介護に係る記録の作成、情報の共有及び報酬の請求に係る事務（以下「介護サービス事務」という。）を一貫して処理することを可能とする機能を有するソフトウェア（以下「介護ソフト」という。）
- (5) 介護サービス利用者の脈拍、呼吸、血圧及び体温（以下「脈拍等」という。）を測定することを可能とする機能を有する機器から当該機器が測定した情報を取得し、及び介護ソフトに当該情報を送信する機能を有し、かつ、衣類、腕又は首に装着することを可能とする機器
- (6) 見守り支援介護ロボットの使用により得られる介護サービス利用者の状態に係る情報を取得し、及び介護ソフトに当該情報を送信することを可能とする機能を有する機器、ソフトウェア及び次項第3号に掲げるサービス

4 この告示において「ICT機器等」とは、次に掲げる機器、ソフトウェア又はサービスであって、介護サービス利用者の個人情報を保護するための措置が講じられ、かつ、第2項第3号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) _____
_____ 介護ソフト _____ であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）に基づき介護サービス事業者が導入するものにあっては、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について（令和元年5月22日

(3) 国基金要領に基づき介護サービス事業者が行う次に掲げる事業（以下「ICT機器等導入事業」という。）

ア ICT機器等（前条第4項第2号、第5号及び第6号に掲げるものを除く。）を導入する事業

イ 前条第4項第1号に掲げるICT機器等と併せて同項第2号、第5号又は第6号に掲げるICT機器等を導入する事業

ウ 前条第4項第1号に掲げるICT機器等が導入されている事業所に同項第2号、第5号又は第6号に掲げるICT機器等を

導入する事業

エ 介護従事者に対してICT機器等の導入に係る研修を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（この告示に基づく補助金及び前項各号に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人であって、次に掲げる要件の全てを満たす事業所を運営しているものとする。

(1) 法に基づく指定又は許可を受け、京都府内で次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれに定めるサービスを提供していること。

ア 介護ロボット導入事業又は介護ロボット通信機器導入事業に係る補助対象者 次に掲げるいずれかのサービス

(ア) 法第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

(イ) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス

(ウ) 法第8条第26項に規定する施設サービス

(エ) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

(オ) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

(カ) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業

イ ICT機器等導入事業に係る補助対象者 次に掲げるいずれかのサービス

(ア) ア(イ)、(ウ)及び(オ)に掲げるいずれかのサービス

(イ) 法第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

(3) 国基金要領に基づき介護サービス事業者が行う次に掲げる事業（以下「ICT機器等導入事業」という。）

ア ICT機器等（前条第4項第2号、第5号及び第6号に掲げるものを除く。）を導入する事業

イ 前条第4項第1号に掲げるICT機器等と併せて同項第2号、第5号又は第6号に掲げるICT機器等を導入する事業

ウ 前条第4項第2号、第5号又は第6号に掲げるICT機器等を同項第1号に掲げるICT機器等が導入されている事業所に導入する事業

導入する事業

エ 介護従事者に対してICT機器等の導入に係る研修を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（この告示に基づく補助金及び同項各号に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人であって、次に掲げる要件の全てを満たす事業所を運営しているものとする。

(1) 法に基づく指定又は許可を受け、京都府内で次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれに定めるサービスを提供していること。

ア 介護ロボット導入事業又は介護ロボット通信機器等導入事業に係る補助対象者 次に掲げるいずれかのサービス

(ア) 法第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

(イ) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス

(ウ) 法第8条第26項に規定する施設サービス

(エ) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

(オ) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス

(カ) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業

イ ICT機器等導入事業に係る補助対象者 次に掲げるいずれかのサービス

(ア) ア(イ)、(ウ)及び(オ)に掲げるいずれかのサービス

(イ) 法第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

(ウ) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業

(エ) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

(オ) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

(2) きょうと福祉人材育成認証制度(福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。)に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言していること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。） 及び補助金の交付の限度額（以下「補助限度額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。）及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

(事前着手)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の4月1日から交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合(当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。)において、別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号

(ウ) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業

(エ) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

(オ) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

(2) きょうと福祉人材育成認証制度(福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。)に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言していること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。） 補助率及び補助金の交付の限度額（以下「補助限度額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。）及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

(同左)

(同左)

(同左)

様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(同左)

(地位の承継)

第11条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、別記第4号様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(同左)

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第5号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(同左)

(遂行状況報告)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(同左)

(実績報告)

第14条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(同左)

(導入効果の報告)

第15条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げる年度に係る介護ロボット等を導入して達成した目標及び得られた効果について、当該年度の翌年度の4月10日までに、別記第7号様式により、知事に報告しなければならない。

(1) 介護ロボット導入事業又は介護ロボット通信機器導入事業 補助事業の完了の日の属する年度以後3年度の各年度

(2) ICT機器等導入事業 補助事業の完了の日の属する年度

2 補助事業者が合併、分割等をしたときは、その権利義務を承継した者が前項の報告をしなければならない。

(同左)

(証拠書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(同左)

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第8号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(同左)

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

別表 (第5条関係)

事業区分	補助対象経費	補助限度額
1 介護ロボット導入事業	備品購入費、使用料、賃借料及び初期設定に要する費用(メンテナンス費用、インターネット接続のための通信機器費用、インターネット回線使用料等の通信費、設置工事費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。)	介護ロボット1台当たり30万円 (介護サービスにおける介護従事者による利用者の移乗及び入浴に使用される介護ロボットにあっては、100万円)
2 介護ロボット通信機器導入事業	備品購入費、使用料、賃借料及び設置工事費(メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。)	1介護サービス事業所当たり750万円

(同左)

別表 (第5条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 介護ロボット導入事業	備品購入費、使用料、賃借料及び初期設定に要する費用(メンテナンス費用、インターネット接続のための通信機器費用、インターネット回線使用料等の通信費、設置工事費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。)	次に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 見守り支援介護ロボット、第2条第3項第2号に掲げる機器及び介護ソフトの全てを活用し、かつ、介護従事者の人員の配置を効率化するための体制を整備するとともに介護サービスの質の維持及び向上又は介護従事者の休憩時間の確保に取り組む事業所 4分の3	介護ロボット1台当たり30万円(介護サービスにおける介護従事者による介護サービス利用者の移乗及び入浴に使用される介護ロボットにあっては、100万円)
2 介護ロボット通信機器導入事業	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費及び初期設定に要する費用(メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費及び保険料並びに消	(2) (1)以外の事業所 2分の1	1介護サービス事業所当たり750万円

3	I C T 機 器 等 導 入 事 業	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費、初期設定に要する費用、介護サービスの利用者の個人情報を保護するための措置に要する費用、保守に要する費用並びに研修に要する講師料、会場費、資料費及び消耗品費(メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。)	次に掲げる介護従事者数に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 1人以上10人以下 1介護サービス事業所当たり100万円 (2) 11人以上20人以下 1介護サービス事業所当たり160万円 (3) 21人以上30人以下 1介護サービス事業所当たり200万円 (4) 31人以上 1介護サービス事業所当たり260万円		

附 則 (令和2年京都府告示第615号)

1 この告示は、令和2年11月20日から施行し、この告示による改正後の

			費税及び地方消費税を除く。)		
3	I C T 機 器 等 導 入 事 業	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費、初期設定に要する費用、介護サービスの利用者の個人情報を保護するための措置に要する費用、保守に要する費用並びに研修に要する講師料、会場費、資料費及び消耗品費(メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費及び保険料並びに消費税及び地方消費税を除く。)	次に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 介護ソフトを用いて科学的介護情報システムに介護サービスの実施の状況及び介護サービス利用者の状態に関するデータを送信する事業所並びに介護サービス事業者間で居室サービス計画、法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画、同条第26項に規定する施設サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画並びに法第8条第11項及び第21項並びに法第8条の2第9項に規定する計画に係るデータを共有する事業所 4分の3 (2) (1)以外の事業所 2分の1	次に掲げる介護従事者数に応じ、それぞれに定める額 (1) 1人以上10人以下 1介護サービス事業所当たり100万円 (2) 11人以上20人以下 1介護サービス事業所当たり160万円 (3) 21人以上30人以下 1介護サービス事業所当たり200万円 (4) 31人以上 1介護サービス事業所当たり260万円	

附 則 (令和3年京都府告示第499号)

1 この告示は、令和3年9月10日から施行し、この告示による改正後の

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

2 この告示による改正前の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

2 この告示による改正前の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

(4) 京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の1の項及び2の項補助率の欄の(1)に規定する機器及び介護ソフトを活用して効率化を見込む介護従事者の人員の体制並びに介護サービスの質の維持及び向上又は介護従事者の休憩時間の確保の取組

(5) 科学的介護情報システムの利用に係る申請状況又は介護サービス事業者間での介護ソフトを活用したデータの連携の状況

- 注 1 複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに別葉で作成してください。
- 2 介護従事者数については、申請時点における人数（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第42号）第2条第1項に規定する常勤換算方法に基づいて計算した人数とし、小数点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。）としてください。ただし、介護サービスの提供を受ける者の自宅で行う介護サービスについては、実際に雇用する介護従事者数としてください。
- 3 (1)欄は、該当する口にチェックをしてください。
- 4 (2)欄は、介護又は業務に要する時間の短縮、負担の軽減効果、介護従事者や利用者の満足度等具体的な評価指標に基づき、導入後3年が経過するまでの目標及び効果を記載してください。
- 5 ICT機器等を導入する法人は、(2)欄の2年目欄及び3年目欄の記載は、不要です。
- 6 (3)欄は、介護ロボット等の設置場所及び使用方法の周知等並びに業務遂行に係る手順の変更について工夫したこと等を記載してください。

- 注 1 複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに別葉で作成してください。
- 2 介護従事者数については、申請時点における人数（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第42号）第2条第1項に規定する常勤換算方法に基づいて計算した人数とし、小数点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。）としてください。ただし、介護サービスの提供を受ける者の自宅で行う介護サービスについては、実際に雇用する介護従事者数としてください。
- 3 (1)欄は、該当する口にチェックをしてください。
- 4 (2)欄は、介護又は業務に要する時間の短縮、負担の軽減効果、介護従事者や利用者の満足度等具体的な評価指標に基づき、導入後3年が経過するまでの目標及び効果を記載してください。
- 5 ICT機器等を導入する法人は、(2)欄の2年目欄及び3年目欄の記載は、不要です。
- 6 (3)欄は、介護ロボット等の設置場所及び使用方法の周知等並びに業務遂行に係る手順の変更について工夫したこと等を記載してください。
- 7 (4)欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の1の項及び2の項補助率の欄の(1)に規定する補助率で申請する場合に記載してください。
- 8 (5)欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の3の項補助率の欄の(1)に規定する補助率で申請する場合に記載してください。

別紙2

所要額調書

法人名 _____ 事業所名 _____

1 介護ロボット導入事業

介護ロボットの名称 (A)	1台当たりの対象経費 (B)	$B \times 1/2$ (C)	補助限度額 (D)	1台当たりの補助基本額((C)又は(D)の低い額) (E)	台数 (F)	補助所要額((E)×(F)) (G)	備考
	円	円	円	円		円	
	円	円	円	円		円	
合計						円	

2 介護ロボット通信機器 導入事業

介護ロボット通信機器の名称 (H)	1台当たりの対象経費 (I)	台数 (J)	補助対象経費((I)×(J)×1/2) (K)	補助限度額 (L)	補助所要額((K)の合計又は(L)の低い額) (M)	備考
	円		円			
	円		円			
合計			円	7,500,000円	円	

3 ICT機器等導入事業

別紙2

所要額調書

法人名 _____ 事業所名 _____

1 介護ロボット導入事業

介護ロボットの名称 (A)	1台当たりの対象経費 (B)	$\frac{(B) \times 1/2}{\text{又は } (B) \times 3/4}$ (C)	補助限度額 (D)	1台当たりの補助基本額((C)又は(D)の低い額) (E)	台数 (F)	補助所要額((E)×(F)) (G)	備考
	円	円	円	円		円	
	円	円	円	円		円	
合計						円	

2 介護ロボット通信機器等導入事業

介護ロボット通信機器等の名称 (H)	1台当たりの対象経費 (I)	台数 (J)	補助対象経費((I)×(J)×1/2又は(I)×(J)×3/4) (K)	補助限度額 (L)	補助所要額((K)の合計又は(L)の低い額) (M)	備考
	円		円			
	円		円			
合計			円	7,500,000円	円	

3 ICT機器等導入事業

ICT機器等 又はICT機 器等の導入に 係る研修の名 称	1台又は 1回当た りの対象 経費	台数又は 回数	$(O) \times$ $(P) \times 1$ $\div 2$	補助限度 額	補助所要額 ((Q)の合計 又は(R)の低 い額)	備考
(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	
	円		円			
	円		円			
合計			円	円	円	

注 1 (B) 欄、(I) 欄及び(O) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助対象経費の額を記載してください。

- 2 介護ロボット等又はICT機器等の導入に係る研修1種類につき、1行ごとに記載し、行が足りない場合は適宜追加してください。
- 3 (D) 欄及び(R) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助限度額を記載してください。
- 4 複数の介護サービス事業所で申請する場合には、介護サービス事業所ごとに別葉としてください。

第2号様式(第9条関係)
(略)

第3号様式(第10条関係)
(略)

ICT機器等 又はICT機 器等の導入に 係る研修の名 称	1台又は 1回当た りの対象 経費	台数又は 回数	$(O) \times$ $(P) \times 1$ $\div 2$ 又は $(O) \times$ $(P) \times 3$ $\div 4$	補助限度 額	補助所要額 ((Q)の合計 又は(R)の低 い額)	備考
(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	
	円		円			
	円		円			
合計			円	円	円	

注 1 (B) 欄、(I) 欄及び(O) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助対象経費の額を記載してください。

- 2 (C) 欄、(K) 欄及び(Q) 欄は、補助対象事業ごとに京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助率を用いて算出した額を記載してください。
- 3 介護ロボット等又はICT機器等の導入に係る研修1種類につき、1行ごとに記載し、行が足りない場合は適宜追加してください。
- 4 (D) 欄及び(R) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助限度額を記載してください。
- 5 複数の介護サービス事業所で申請する場合には、介護サービス事業所ごとに別葉としてください。

第2号様式(第9条関係)
(略)

第3号様式(第10条関係)
(略)

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 法人所在地
法人名称
代表者氏名

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金補助事業承継承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の
あった上記補助事業に関し、補助事業者の地位を承継したいので、京都府
介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 承継前の補助事業者の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 住所・連絡先
- 2 承継後の補助事業者の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 住所・連絡先
- 3 承継の理由、今後の介護ロボット等の活用方策等
- 4 承継（予定）年月日

添付書類

地位の承継に係る内容を確認することができる書類（契約書の写し等）

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 法人所在地
法人名称
代表者氏名

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金補助事業承継承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定の
あった上記補助事業に関し、補助事業者の地位を承継したいので、京都府
介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 承継前の補助事業者の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 住所・連絡先
- 2 承継後の補助事業者の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 住所・連絡先
- 3 承継の理由、今後の介護ロボット等の活用方策等
- 4 承継（予定）年月日

添付書類

地位の承継に係る内容を確認することができる書類（契約書の写し等）

第5号様式（第12条関係）
（略）

第5号様式（第12条関係）
（略）

第6号様式（第14条関係）

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

年 月 日

京都府知事 様

京都府知事 様

補助事業者 法人所在地
法人名称
代表者氏名

補助事業者 法人所在地
法人名称
代表者氏名

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金実績報告書

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定
のあった上記補助事業について、京都府介護ロボット等導入支援事業補助
金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定
のあった上記補助事業について、京都府介護ロボット等導入支援事業補助
金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

記

- 1 補助金の交付決定額及び精算額
補助金交付決定額 円
補助金精算額 円
- 2 添付書類
(1) 所要額精算調書（別紙）
(2) 経費の支払を確認することができる資料（領収書（写し））
(3) 導入した介護ロボット等の設置及び使用の状況又はICT機器等の
導入に係る研修の実施の状況を確認することができる資料

(4) その他知事が必要と認める資料

- 1 補助金の交付決定額及び精算額
補助金交付決定額 円
補助金精算額 円
- 2 添付書類
(1) 所要額精算調書（別紙）
(2) 経費の支払を確認することができる資料（領収書（写し））
(3) 導入した介護ロボット等の設置及び使用の状況又はICT機器等の
導入に係る研修の実施の状況を確認することができる資料

(4) その他知事が必要と認める資料

注 ICT機器等導入事業とICT機器等導入事業以外の補助対象事業と
でそれぞれ別葉としてください。

注 ICT機器等導入事業とICT機器等導入事業以外の補助対象事業と
でそれぞれ別葉としてください。

別紙

所要額精算調書

法人名 _____ 事業所名 _____

1 介護ロボット導入事業

介護ロボットの名称	1台当たりの対象経費	$B \times 1/2$	補助限度額	1台当たりの補助基本額((C)又は(D)の低い額)	台数	補助所要額((E)×(F))	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
	円	円	円	円		円	
	円	円	円	円		円	
合計						円	

2 介護ロボット通信機器 導入事業

介護ロボット通信機器の名称	1台当たりの対象経費	台数	補助対象経費((I)×(J)×1/2)	補助限度額	補助所要額((K)の合計又は(L)の低い額)	備考
(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	
	円		円			
	円		円			
合計			円	7,500,000円	円	

3 ICT機器等導入事業

別紙

所要額精算調書

法人名 _____ 事業所名 _____

1 介護ロボット導入事業

介護ロボットの名称	1台当たりの対象経費	$\frac{(B) \times 1/2}{\text{又は } (B) \times 3/4}$	補助限度額	1台当たりの補助基本額((C)又は(D)の低い額)	台数	補助所要額((E)×(F))	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
	円	円	円	円		円	
	円	円	円	円		円	
合計						円	

2 介護ロボット通信機器等導入事業

介護ロボット通信機器等の名称	1台当たりの対象経費	台数	補助対象経費((I)×(J)×1/2又は(I)×(J)×3/4)	補助限度額	補助所要額((K)の合計又は(L)の低い額)	備考
(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	
	円		円			
	円		円			
合計			円	7,500,000円	円	

3 ICT機器等導入事業

ICT機器等 又はICT機 器等の導入に 係る研修の名 称	1台又は 1回当た りの対象 経費	台数又は 回数	$\frac{(O) \times (P) \times 1}{72}$	補助限度 額	補助所要額 (Q)の合計 又は(R)の低 い額	備考
(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	
	円		円			
	円		円			
合計			円	円	円	

注 1 (B)欄、(I)欄及び(O)欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助対象経費の額を記載してください。

- 2 介護ロボット等又はICT機器等の導入に係る研修1種類につき、1行ごとに記載し、行が足りない場合は適宜追加してください。
- 3 (D)欄及び(R)欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する額を記載してください。
- 4 複数の介護サービス事業所で申請する場合には、介護サービス事業所ごとに別業としてください。

ICT機器等 又はICT機 器等の導入に 係る研修の名 称	1台又は 1回当た りの対象 経費	台数又は 回数	$\frac{(O) \times (P) \times 1}{72}$ 又は $\frac{(O) \times (P) \times 3}{74}$	補助限度 額	補助所要額 (Q)の合計 又は(R)の低 い額	備考
(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	
	円		円			
	円		円			
合計			円	円	円	

注 1 (B)欄、(I)欄及び(O)欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助対象経費の額を記載してください。

- 2 (C)欄、(K)欄及び(Q)欄は、補助対象事業ごとに京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する補助率を用いて算出した額を記載してください。
- 3 介護ロボット等又はICT機器等の導入に係る研修1種類につき、1行ごとに記載し、行が足りない場合は適宜追加してください。
- 4 (D)欄及び(R)欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表に規定する額を記載してください。
- 5 複数の介護サービス事業所で申請する場合には、介護サービス事業所ごとに別業としてください。

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 法人所在地
法人名称
代表者氏名

介護ロボット等導入目標及び効果報告書

介護ロボット等を導入した介護サービス事業所の名称、住所、定員（定員がない場合は、前年度の1日当たりの平均利用者数）及び介護従事者数	
導入した介護ロボット等の名称、台数及び導入時期	
(1) 介護ロボット等の使用状況又はICT機器等の導入に係る研修の実施状況	
(2) 介護ロボット等の導入又はICT機器等の導入に係る研修の実施により達成した目標及び得られた効果	
(3) 他の施設での導入又は実施に当たり、参考となること及び新たに生じた課題	

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 法人所在地
法人名称
代表者氏名

介護ロボット等導入目標及び効果報告書

介護ロボット等を導入した介護サービス事業所の名称、住所、定員（定員がない場合は、前年度の1日当たりの平均利用者数）及び介護従事者数	
導入した介護ロボット等の名称、台数及び導入時期	
(1) 介護ロボット等の使用状況又はICT機器等の導入に係る研修の実施状況	
(2) 介護ロボット等の導入又はICT機器等の導入に係る研修の実施により達成した目標及び得られた効果	
(3) 他の施設での導入又は実施に当たり、参考となること及び新たに生じた課題	
(4) 京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の1の項及び2の項補助率の欄の(1)に規定する機器及び介護ソフトを活用して効率化された介護従事者の人員の体制並びに介護サービスの質の維持及び向上又は介護従事者の休憩時間の確保の取組の実施状況	
(5) 科学的介護情報システムの管理ユーザーID又は介護サービス事業者間での介護ソフトを活用したデータの連携の実施状況	

<p>注 1 介護サービス事業所ごとに別葉で作成してください。</p> <p>2 介護従事者数については、本報告書の提出時点における人数（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第42号）第2条第1項に規定する常勤換算方法に基づいて計算した人数とし、小数点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。）としてください。ただし、介護サービスの提供を受ける者の自宅で行う介護サービスについては、実際に雇用する介護従事者数としてください。</p> <p>3 (2)欄は、介護又は介護サービス事務に要する時間の短縮、負担の軽減効果、介護従事者や利用者の満足度等具体的な評価指標に基づき、記載してください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>注 1 介護サービス事業所ごとに別葉で作成してください。</p> <p>2 介護従事者数については、本報告書の提出時点における人数（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第42号）第2条第1項に規定する常勤換算方法に基づいて計算した人数とし、小数点未満の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。）としてください。ただし、介護サービスの提供を受ける者の自宅で行う介護サービスについては、実際に雇用する介護従事者数としてください。</p> <p>3 (2)欄は、介護又は介護サービス事務に要する時間の短縮、負担の軽減効果、介護従事者や利用者の満足度等具体的な評価指標に基づき、記載してください。</p> <p>4 (4)欄は、<u>京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の1の項及び2の項補助率の欄の(1)に規定する補助率で申請した場合に記載してください。</u></p> <p>5 (4)欄の介護従事者の人員の体制が、<u>第1号様式別紙1(4)欄に記載した介護従事者の人員の体制と異なる場合は、その理由を記載してください。</u></p> <p>6 (5)欄は、<u>京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の3の項補助率の欄の(1)に規定する補助率で申請した場合に記載してください。</u></p>
<p>第8号様式（第17条関係） （略）</p>	<p>第8号様式（第17条関係） （略）</p>
<p>第9号様式（第17条関係） （略）</p>	<p>第9号様式（第17条関係） （略）</p>